

作成日 2022 年 2 月 18 日  
(最終更新日 20 年 月 日)

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号：2021-1-1236

課題名：妊娠期の母児の絆形成の客観的評価における産後アウトカムへの影響

### 1. 研究の対象

2020 年 8 月～2021 年 4 月に当院産科外来で妊婦健診を受け、「妊娠期の母児の絆に関する客観的評価方法の開発 (承認番号：2020-1-85)」の研究に参加された方。

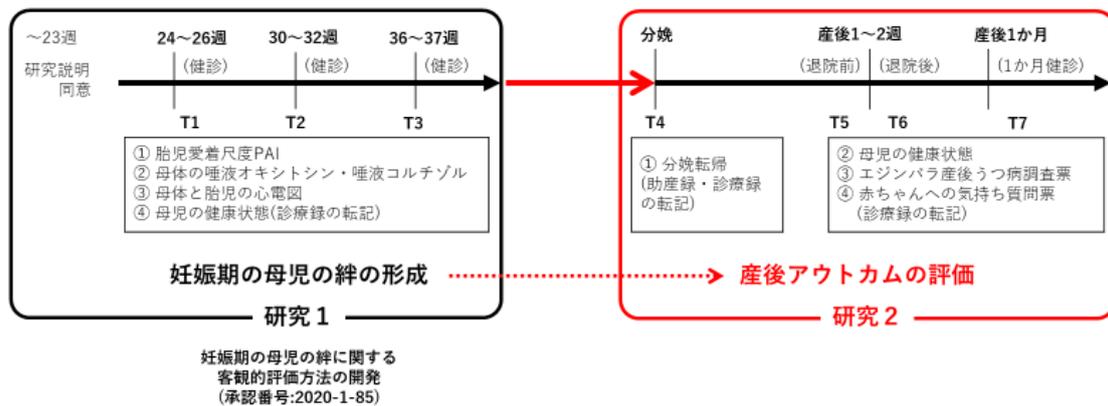
### 2. 研究期間

2022 年 3 月 (倫理委員会承認後)～2027 年 2 月

### 3. 研究目的

本研究は、妊娠期のお母さんとおなかの赤ちゃんの心電図を同時に測定して得られた心拍の変動と、お母さんの唾液検体を使用して得られるホルモンの分泌状態が妊娠経過でどのように変化するかを観察した結果が、産後のお母さんと赤ちゃんの状態にどのように影響しているか検証することを目的としています。

### 4. 研究方法



分娩時の状態、産後のお母さんと赤ちゃんの経過、エジンバラ産後うつ病調査票の回答、赤ちゃんへの気持ち質問票の回答について、診療録や助産録にある記載データを使用します。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

カルテ番号、分娩時の母児の情報、産後の母児の健康状態、エジンバラ産後うつ病調査票の回答、赤ちゃんへの気持ち質問票の回答 等

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。本研究は、2020年度文部科学省科学研究費補助金（挑戦的研究，萌芽，課題番号 20K21695）の助成を受けて実施します。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

研究責任者（照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先）

吉沢豊子

東北大学大学院医学系研究科ウィメンズヘルス・周産期看護学分野

住所：〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL&FAX：022-717-7915 E-mail：toyoko@nursing.med.tohoku.ac.jp

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合